

令和7年度税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（財務省主計局給与共済課）

項目名	公的年金制度の見直しに伴う税制上の所要の措置											
税目	所得税、法人税											
要望の内容	<p>社会保障審議会年金部会における検討結果を踏まえ、税制上の所要の措置を講じる。</p> <table border="1" data-bbox="890 831 1495 1003"> <tr> <td>平年度の減収見込額</td> <td>－</td> <td>百万円</td> </tr> <tr> <td>（制度自体の減収額）</td> <td>（</td> <td>－ 百万円）</td> </tr> <tr> <td>（改正増減収額）</td> <td>（</td> <td>－ 百万円）</td> </tr> </table>			平年度の減収見込額	－	百万円	（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）	（改正増減収額）	（	－ 百万円）
平年度の減収見込額	－	百万円										
（制度自体の減収額）	（	－ 百万円）										
（改正増減収額）	（	－ 百万円）										
新設・拡充又は延長を必要とする理由	<p>(1) 政策目的</p> <p>公的年金制度については、「経済財政運営と改革の基本方針 2024」（令和6年6月21日閣議決定）において、「公的年金については、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指して、今夏の財政検証の結果を踏まえ、2024年末までに制度改正についての道筋を付ける」とされている。女性や高齢者の就業拡大や、家族構成やライフスタイルの多様化、人手不足の中での労働力確保の要請等を踏まえ、次期年金制度改正に向けて、社会保障審議会年金部会において行われる議論・検討の結果等を踏まえて働き方に中立的な年金制度の構築等を目指す。</p> <p>国家公務員共済組合制度においても、働き方に中立的な年金制度の構築等を目指し、国家公務員等の生活の保障又は安定を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <p>国家公務員等の生活の保障又は安定を図るため、社会保障審議会年金部会における次期年金制度改正内容の検討結果を踏まえて税制上の所要の措置を講じる必要がある。</p>											

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 9-1 安定的で効率的な国家公務員共済制度等の構築及び管理
		政策の達成目標	公的年金制度の持続可能性を確保することにより、国家公務員等の生活の保障又は安定を図る。
		租税特別措置の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
	有効性	政策目標の達成状況	—
		要望の措置の適用見込み	—
	相当性	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	地方税についても同様の要望を行っている。
		当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	社会保障審議会年金部会における検討を踏まえ、所要の税制上の措置を伴う制度改正を講じることにより、公的年金制度の持続可能性を確保することが可能となり、国家公務員等の生活の保障又は安定を図る。	

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項</p>	<p>租税特別措置の適用実績</p>	—
	<p>租特透明化法に基づく適用実態調査結果</p>	—
	<p>租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)</p>	—
	<p>前回要望時の達成目標</p>	—
	<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	—
<p>これまでの要望経緯</p>	—	